



令和7年度 幸田町奨学金制度について

幸田町では、高校生等を対象とした奨学金制度（返還のいない給付型）を実施しています。

この制度は、心身が健全で修学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な方に対し、奨学金を支給することによって、教育の機会均等及び有能な人材を育成支援することを目的としています。奨学金の支給を希望される方は、下記により申請してください。

対象者

次の全てに該当する方

- ① 経済的な理由により修学が困難である。
- ② 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（3年次まで）又は専修学校の高等課程に在学している。
- ③ 保護者が幸田町内に1年以上住んでいる。
- ④ 修学の意思が強固で、心身ともに健全である。
- ⑤ 他の団体から奨学金を受けていない。

奨学金の額

月額 5,000円（8月と10月に6か月分をまとめて支給します。）

支給対象期間

支給の対象となる期間は、年度末（翌年の3月31日）までです。継続を希望される方は、年度ごとに申請が必要ですので御注意ください。

申請方法

<提出書類>

- ・ 幸田町奨学金申請書（様式第1号）
- ・ 推薦書（様式第2号）
- ・ 家庭状況調査書（様式第3号）

※各様式は、幸田町教育委員会 学校教育課（幸田町役場4階）にあります。

また、幸田町ホームページ（<https://www.town.kota.lg.jp/soshiki/23/952.html>）からダウンロードすることもできます。

<提出場所>

幸田町教育委員会 学校教育課（幸田町役場4階）

<受付期間>

令和7年5月8日（木）から5月30日（金）まで
（午前8時30分から午後5時15分まで 土・日・祝日を除く）



裏面も御確認ください

(裏面)

奨学金を受けることのできる目安

- ・生活保護を受けている世帯
- ・住民税が非課税である世帯
- ・国民年金保険料が全額免除されている世帯
- ・児童扶養手当が全額支給されている世帯
- ・世帯の合計所得額が下表以内の世帯

世帯 人数	家 族 構 成	持ち家の場合		借家の場合	
		年間所得額	給与収入額	年間所得額	給与収入額
2人	大人1人、子1人	約 162 万円	約 257 万円	約 217 万円	約 336 万円
3人	大人1人、子2人	約 218 万円	約 337 万円	約 274 万円	約 410 万円
4人	大人2人、子2人	約 244 万円	約 373 万円	約 300 万円	約 443 万円
5人	大人2人、子3人	約 294 万円	約 435 万円	約 350 万円	約 505 万円

※この表はおおよその目安であり、家族構成・年齢などによって異なります。
詳しくは、問合せ先にお尋ねください。

審査及び結果の通知

奨学金支給審査委員会により審査を行い、結果を申請者及び学校へ通知します。

なお、奨学生として決定された後に、転校、退学、住所変更等があった場合は、速やかに教育委員会までお知らせください。

その他

申請の受付期間後（6月1日以降）に、生活状況の急変等の事情により、奨学金の支給が必要となった場合は、問合せ先に御相談ください。



問合せ先

幸田町教育委員会 学校教育課 庶務グループ TEL (0564) 62-1111 内線 422